

## 2 第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

### 【新設】（通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期）

3-4 通算法人に係る措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項又は第 2 項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の規定の適用上、当該通算法人が措置法令第 27 条の 11 の 3 第 1 項第 2 号《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（同号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。以下 3-4 において「中小判定」という。）は、当該通算法人及び他の通算法人（次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。

(1) 当該通算法人が措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は建設をした日

(2) 当該通算法人が当該建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日

(3) 当該通算法人の同項又は同条第 2 項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日

通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。

### 【解説】

1 いわゆる地方拠点強化税制における投資促進税制（措法 42 の 11 の 3、以下「本制度」という。）において、中小企業者にあつては、その対象資産である特定建物等の取得価額合計額が 2,000 万円以上であることとする要件が 1,000 万円以上であることとされており、グループ通算制度適用法人に係る中小企業者についてもこれと同様とされている（以下これを「中小企業者の特例」という。）。

また、この中小企業者の特例におけるグループ通算制度を適用しない法人に係る中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）に関しては、この取扱いに係る法令の明文規定が定められていない中、本制度が設備投資に対する税制上の優遇措置であることからみて、中小企業者であるという現況の下に対象資産の取得又は建設をして事業の用に供することを予定しているものといえるため、従来から「建物及びその附属設備並びに構築物の取得等（注：取得又は建設）をした日及び事業の用に供した日の現況による」旨の取扱いを定めている（措通 42 の 11 の 3-2）。

2 ここで、グループ通算制度適用法人に係る中小企業者（措法 42 の 4 ⑨七）については、通算グループ内の法人のうちいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合には、その通算グループ内の法人の全てが中小企業者に該当しないものとされているところ（措令 27 の 4 ⑰）、グループ通算制度適用法人に係るこの判定の時期について具体的にどのような取扱いになるのか、疑問が生ずるところである。

3 この点について、グループ通算制度適用法人においてもグループ通算制度を適用しない法人と同様の取扱いとなること、すなわち、当該通算法人（本制度の適用を受けようとする

自ら)が対象資産の取得又は建設をした日及び対象資産を事業の用に供した日における、当該通算法人(自ら)及び他の通算法人(通算グループ内の他の通算法人)の現況によることを、本通達の前段並びに本通達の(1)及び(2)において明らかにしている。

また、他の通算法人(通算グループ内の他の通算法人)について、通達上、「(次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)」旨の限定を付しているが、グループ通算制度が適用されるのはその事業年度が当該通算グループの通算親法人の事業年度終了の日に終了する法人に限られることから、これと整合性が採れるよう、当該通算法人に係る中小判定の対象に含める法人の範囲を定めたものである。

これらのことから、当該通算法人(自ら)の対象資産の取得又は建設をした日及び対象資産を事業の用に供した日において中小企業者に該当しない法人が通算グループ内に1社でもいる場合には、その通算グループ内の通算法人全てが中小企業者に該当しないということになり、当該通算法人は中小企業者の特例の適用を受けられないということになる。ただし、通算グループ内に当該通算法人が本制度の適用を受けようとする事業年度(=通算親法人の事業年度)の途中で通算グループから離脱するなどして通算完全支配関係を有しなくなった他の通算法人がいる場合には、当該他の通算法人はこの判定対象に含める必要はない。

- 4 ここで、通算親法人の事業年度の中で通算グループから離脱した等により通算承認の効力を失った通算法人(以下「中途離脱法人」という。)については、その通算承認の効力を失った日の前日に当該中途離脱法人の事業年度は終了することとされているところ(法14②④二)、当該中途離脱法人は当該前日の属する事業年度において通算法人ステータスを満たしていたことに変わりはないことから、当該中途離脱法人の当該前日の属する事業年度における中小判定をどのように行えば良いのか、疑問が生ずる。

この点については、上記3の取扱いと同様となること、すなわち、当該中途離脱法人(自ら)が対象資産の取得又は建設をした日及び対象資産を事業の用に供した日における、当該中途離脱法人(自ら)及び他の通算法人(通算グループ内の他の通算法人)の現況によるのであり、当該取得又は建設をした日及び事業の用に供した日において中小企業者に該当しない法人が通算グループ内に1社でもいる場合には、当該中途離脱法人の当該前日の属する事業年度については中小企業者に該当しないということになり、当該中途離脱法人は中小企業者の特例の適用を受けられないということになる。この場合でも、当該中途離脱法人に係る中小判定の対象に含める法人は、本通達の(3)により、当該取得若しくは建設をした日又は事業の用に供した日に当該中途離脱法人との間に通算完全支配関係がある法人のうち当該中途離脱法人が本制度の適用を受けようとする事業年度終了の日(すなわち、離脱により通算承認の効力を失った日の前日)に当該中途離脱法人との間に通算完全支配関係がある法人に限られることになる。

本通達の後段において、このことを明らかにしている。

- 5 なお、措置法第43条の3《被災代替資産等の特別償却》におけるグループ通算制度適用法人に係る中小企業者等であるかどうかの判定の時期についても、本通達と同様の取扱いをグループ通算通達において同条に係る通達として定めている(グ通通3-5)。